

外来生物は外来種とも呼ばれ、そのうち、特に深刻な影響を及ぼし対策が求められるものは「侵略的外来種」と位置付けられ、法令による特定の外来種に対する規制が行われるようになりました。

1. 外来種問題の考え方

古来より役立つ生き物を本来の分布域を越えて移動させ利用してきた結果、現在の私たちの生活は、外来起源の農作物や家畜に支えられています。一方、近年はグローバル化が進み、深刻な副作用的な影響をもたらす「侵略的外来種」も増えてきています。外来種問題は副作用が世代を超えた弊害をもたらす点で地球環境問題とも似ており、侵略的外来種に対しては防除を進めるため法令が定められ、特に、影響の放置できないものや深刻な被害のおそれのあるものを対象に取組が進められています。

2. 侵略的外来種への対策

「外来生物法」の規制対象となる「特定外来生物」は、野外への放出のほか輸入や飼育、運搬等が規制されています。国外起源の外来種が150種類以上選定され、2023(令和5)年6月にはアメリカザリガニとアカミミガメの2種が飼育等を規制しない条件を付けられた「条件付特定外来生物」に指定されました。県でも、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」により、外来種19種類を「指定外来種」に定め、飼い主には飼育の届け出と、野外に逃がさない責任ある飼育を求めています。

国は2015(平成27)年に「生態系被害防止外来種リスト」を公表し、滋賀県では2015(平成27)年に公表した「滋賀県外来種リスト」を2019(令和元)年に改定しました。

悩ましい外来種問題ですが、県では身近な外来種であるアカミミガメやオオキンケイギク、侵入が警戒されるヒアリやクビアカツヤカミキリ等の外来種に関する情報をウェブサイトで公開し、普及啓発を行っています。



写真7-11-1 庭先や道端にも見られる
特定外来生物のオオキンケイギク



写真7-11-2 過密状態で日光浴中の
条件付特定外来生物アカミミガメ



3. 侵略的外来水生植物への対策

琵琶湖には特定外来生物に指定された侵略的外来水生植物のナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイが相次いで侵入しました。オオバナミズキンバイは2009（平成21）年以降、南湖全域へと急速に拡大し、先に侵入・拡大していたナガエツルノゲイトウをしのぐ勢いで生育面積を増やし、湖岸の生態系への影響に加え、航行障害や漁業への被害、農地への侵入、下流域への流出等が顕在化しました。

県や関係市町、関係団体は、琵琶湖外来水生植物対策協議会を設置し、2014（平成26）年度から巡回・監視・駆除を実施するとともに、地域のNPOや学生ボランティア等の多様な主体との連携により、低密度状態を維持してきました。2023（令和5）年度末の生育面積は、前年度末から大幅に増加しましたが、その多くはヨシ植栽地内部など、他の水域へ分散するリスクが比較的低い場所で局所的に増加したものです。今後は分散リスクに応じて、メリハリをつけた対策を実施していきます。

近年ではオオバナミズキンバイの群落の縁を巻いて水中に押さえ込み、上から泥をかける操作を期間を置いて複数回行うことで、群落を現場で枯死させる「淀川方式」の導入や、駆除困難な箇所には生育する個体・群落を「遮光シート」で覆って枯死させる方法の試行など、効率化・省力化の取組も進めています。



写真7-11-3 オオバナミズキンバイ

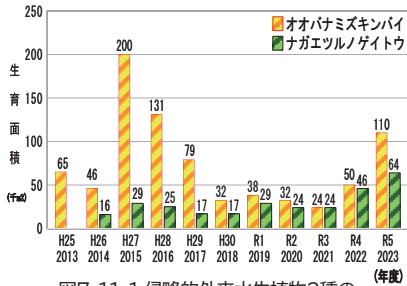


図7-11-1 侵略的外来水生植物2種の年度末残存面積



写真7-11-4 「淀川方式」で群落の縁を巻いて押さえ込んでいるところ



写真7-11-5 石積み護岸を覆うように敷設された遮光シート

自然環境保全課